

## 要請に対する県からの回答

### 1. 後期高齢者医療制度について

1) 中止・撤回を国に要請してください。

**国保援護課** 超高齢化社会を迎えるなかで、高齢者の心身の特性を踏まえた医療を提供するとともに、現役世代と高齢者世代の負担と給付を明確化し、国民皆保険制度を維持するために必要な制度です。

2) 保険料を減額・免除するために、県後期高齢者医療広域連合に補助金を出してください。

3) 前項と同様の補助金を出すように、県から市町村へ働きかけてください。4) 群馬県太田市のように、敬老祝い金を75歳以上の人たち全員に支給することも含めて、保険料の負担軽減を図ってください。

**国保援護課** 保険料軽減のために、国、県、市町村も高額医療費に対する支援や低所得者等の保険料の軽減分の補てん等を予算措置しています。75歳以上の高齢者の健康診査に対しても、県独自の補助金を予算措置しています。

### 2. 救急医療体制について

1) 県立中央病院は県直営を維持してください。独立行政法人化や民営化がされれば、救急医療や周産期医療などは削減されるおそれがあり、県民医療はますます危機的になります。

**県立病院経営企画室** 県立病院は、救急救命医療や周産期母子医療などの政策医療を提供することが第一であり、この役割

を存続させることが県の責務です。経営形態については、各方面の意見等もうかがいながら、判断します。

2) 県は公立病院の再編ネットワーク化構想をつくるとしていますが、自治体が公立病院の存続を望んでいる場合には、その意向を尊重してください。

**医務課** 再編・ネットワーク化は、地域で良質な医療を継続的・安定的に提供できる体制を確保することを目的として、公立病院を中心とした病院間の役割分担のあり方等を検討するものであり、病院の統合・廃止を前提として議論を進めるものではありません。構想のとりまとめは自治体、医療関係機関等の合意を踏まえておこないます。

### 3. 国民健康保険について

1) 県内では約1200世帯に資格証明書、約14000世帯に短期保険証が交付されています。滞納世帯のほぼ半数です。収入が少なく国保料が払えない人たちや子ども、高齢者、障がい者、慢性疾患患者には正規の保険証を発行するように、市町村を指導して下さい。

**国保援護課** 短期保険証や資格証明書は一律交付することなく、災害や疾病などの個々のケースに対応し、実情を踏まえて対処するよう引き続き助言します。後期高齢者医療制度でも同様です。児童・障がい者には資格証明書は交付せず、被保険者証による受診が継続されます。

2) 「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、国保税(料)滞納の有無に関わらず交付するよう、市町村に助言してください。

**国保援護課** 70歳未満の高額療養費自己負担限度額の認定証は、個々の事情を踏まえて対処するよう助言しています。70歳以上の「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、滞納に関わりなく交付しています。

3) 窓口負担について、国保法に基づき、支払いが困難な人を対象にした減額、免除等の取扱要綱を作成するよう、市町村に働きかけて下さい。

**国保援護課** 担当者会議等を通じ、制度の周知や相談業務への取り組みなど、市町村に対し適切に助言しています。



4. 医師、看護師の確保へ、いっそう努力してください。

**医務課** 重要な課題です。山梨大学、医師会等関係機関との連携のもと、多様な方策を実施しています。より一層積極的な取り組みを進めます。

5. 敬老祝い金を75歳以上の人たちに支給してください。

**長寿社会課** 社会情勢や全国の水準を踏まえて見直しをおこない、今年度から支給対象を100歳及び県内最高齢者としました。

### 6. 生活保護について

1) 通院移送費を原則不支給とする厚労省通知について、撤回を同省に要請してください。

**児童家庭課** 通院移送費に関する基本的な考え方は変わっており、今回の通知は支給の基準を明確にしたものであることから、特に撤回の要請は考えていません。

2) 1)の通知によってどれだけの人たちが通院移送費を打ち切られるのか調査し、結果を明らかにしてください。

**児童家庭課** 現在のところ調査をする予定はありません。

3) 生活に困窮していればだれでも生活保護を申請できるということについて、いっそうの周知を図ってください。福祉事務所や県庁・市町村役場、図書館、公共施設にポスターを掲示し、申請書を設置するなどしてください。

**児童家庭課** 福祉全般について、福祉事務所が相談窓口となっていることは、各市町村等で広報をしています。

7. 68、69歳を対象にした県高齢者医療費助成制度を存続し、対象年齢を74歳まで広げてください。

**国保援護課** 国の動向を注視するとともに、行政改革を推進する観点から県単制度の見直しについてさらに検討します。74歳まで拡大することは、医療費適正化を目指す国の制度改正の主旨に照らし適切ではないと考えています。

8. 子どもの医療費助成の対象を通院、入院とも小学6年生までに拡大してください。

**児童家庭課** 本年4月1日から、窓口無料化を開始したところです。当面は、制度の円滑な運用や定着を図ります。対象年齢の拡大については、窓口無料化の効果を検証のうえ、実施主体である市町村と十分に協議をするなかで、検討していききたいと考えています。

9. 妊婦健診について、14回程度公費負担するように、市町村を指導してください。また県からも助成してください。

**健康増進課** 平成19年7月から全ての市町村において、従来の2回から5回以上に公費負担の回数を増やし、全国平均からみても上位の水準になっています。まずは、拡充された健診票が有効に利用されるよう積極的に助言をします。更なる拡充については、利用状況やニーズを踏まえ、地方交付税措置の拡大について国へ要望していききたいと考えています。

10. 障害者「自立支援」法の応益負担を見直すよう国に求めるとともに、県独自の軽減策を実施してください。

**障害福祉課** 利用者負担については、これまでも全国知事会等を通じて国に要望してきましたが、「平成21年度国の施策及び予算に関する提案・要望」のなかで、利用者負担の抜本的な見直しについて改めて国に要望しました。今年度、国において制度全般にわたる見直しが予定されていることから、その動向を十分に注視していきます。